

今回の説明会で伺いたい内容

- 基本設計案に対するご意見
- 公園遊具に対するご意見
- その他、くぬぎ公園拡張整備に関するご意見

基本設計案イメージを動画でご確認頂きます！

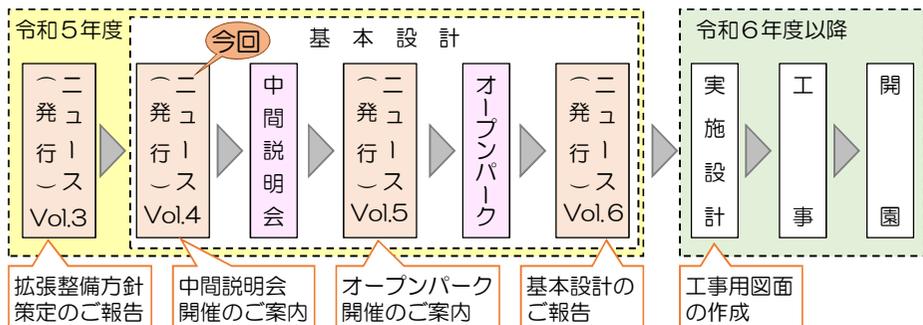


これまでいただいた意見（参考）

- 全** 地域の方や職員の憩いの場にしてほしい
- 全** 明るく人が集まる公園にしてほしい
- 全** 見通しのよい公園にしてほしい
- 全** 現状の地形（傾斜）を活かした整備にしてほしい
- 全** ベビーカーでも遊びやすい公園にしてほしい
- 全** 今のまま、のんびり過ごせる公園にしてほしい
- 施** 横になれないベンチにしてほしい
- 施** 危険な遊具は設置しないでほしい
- 緑** 緑の多い公園がいい、樹木を残してほしい



今後のスケジュールについて



お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27（第一庁舎4階41番窓口）

電話 03-5432-2872
FAX 03-5432-3055



くぬぎ公園ニュース vol.4

（vol.1～3は世田谷4-16・17街区の方にお配りしました。
今回のニュースは範囲を広げてお配りしています）

世田谷区世田谷総合支所
街づくり課
令和5年12月発行

～くぬぎ公園拡張整備基本設計案・中間説明会のお知らせ～

くぬぎ公園は、昭和57年に開設し、防災街づくりの更なる推進のために公園周辺の用地取得を進めてまいりました。令和4年度にアンケート調査やオープンパーク（現地説明会）を実施し、いただいたご意見をもとに拡張整備方針を策定しました。

令和5年度は、策定された拡張整備方針をもとに、基本設計案を作成する設計業者を公募型プロポーザル方式（※）により選定し、基本設計を進めています。つきましては、基本設計案をご説明するとともに、皆様のご意見を伺うための中間説明会を開催致します。

（※）公募型プロポーザル方式とは、業者の参加を公示により広く募集し、技術提案書や企画提案書などにより、契約締結交渉者を選定する方式です。今回の公募型プロポーザルでは、参加した設計業者に基本設計案の企画提案を行ってもらい、提案内容を審査し設計業者を決定しました。

くぬぎ公園拡張整備の基本設計案について、 中間説明会を開催します！

これまでに行いましたアンケート調査などの結果を踏まえ作成しました「拡張整備方針」と、この方針をもとに検討しました基本設計案及び、公園遊具等の施設に関して、皆様のご意見をお伺いいたします。

日時 令和5年12月17日（日） **会場** 世田谷区本庁舎第3庁舎3階
ブライトホール
午前9時30分開場
午前10時スタート12時まで
（世田谷区世田谷4-17）

- 内容**
- 1 拡張整備方針と基本設計案の説明
 - 2 意見募集

English info
scan QR



※ 第3庁舎の玄関を入ったところに、ブライトホールへの案内を掲示します。

□ 拡張整備方針（令和4年度策定）

令和5年2月に開催したオープンパークで実施したアンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、くぬぎ公園の拡張整備方針を下記の通り策定しました。

～コンセプト～

- ・防災街づくり推進となる“通り抜け機能”を備えた公園
- ・大きな樹木で木陰を作りつつ、中低木を中心に明るく開放的な空間の整備
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい園路やベンチの整備
- ・園児向けの遊具や健康遊具などがある小広場の整備

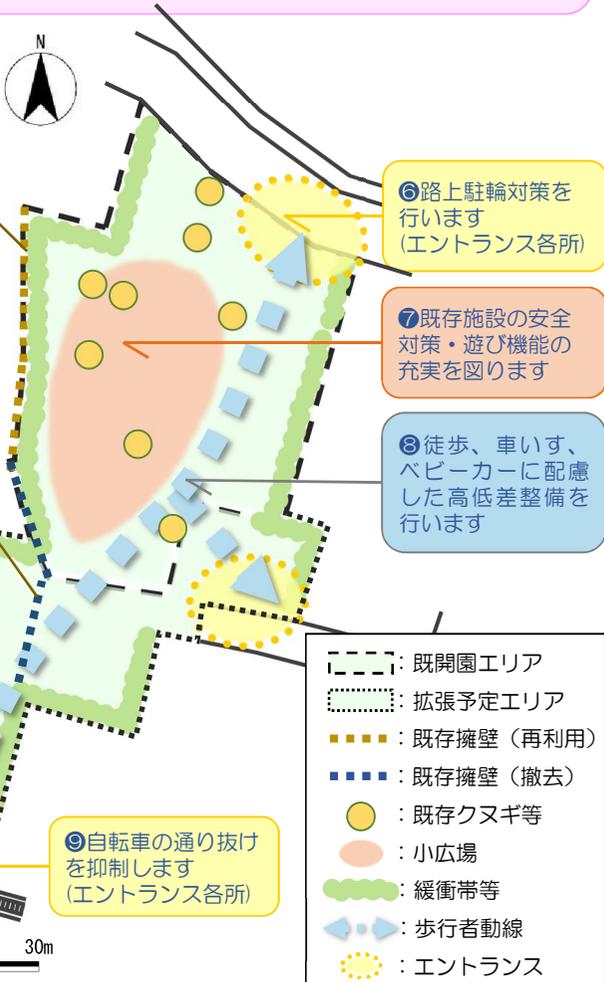
① 既存樹木の保全・活用を図ります

② 既存擁壁の再利用・長寿命化を検討します

③ 見通しのよい空間とし、安全・安心に配慮します

④ 既存擁壁は撤去し、必要な箇所は新設します

⑤ 隣地帯には植栽を設ける等、住宅地の環境保全に努めます



⑥ 路上駐輪対策を行います（エントランス各所）

⑦ 既存施設の安全対策・遊び機能の充実を図ります

⑧ 徒歩、車いす、ベビーカーに配慮した高低差整備を行います

⑨ 自転車の通り抜けを抑制します（エントランス各所）

- : 既存園エリア
- : 拡張予定エリア
- : 既存擁壁（再利用）
- : 既存擁壁（撤去）
- : 既存クヌギ等
- : 小広場
- : 緩衝帯等
- : 歩行者動線
- : エントランス

□ 基本設計案

拡張整備方針をもとに、基本設計案を検討しています。とりまとめた基本設計案についてご意見をいただき、今後の設計を進めていきます。

基本設計案

【くぬぎ広場】※①・③に対応
既存の“クヌギ”を保全・活用しながら、見通しの良い開放的な空間を形成します

【既存擁壁】※②・④に対応
細部調査と対策検討を行い、安全な状態を維持・形成します



【駐輪スペース】※⑥・⑨に対応
園内駐輪や路上駐輪を抑制するため、主要なエントランスに駐輪スペースを設けます

【園路・スロープ】※⑧に対応
各出入口の間を緩勾配で段差のないユニバーサルデザインの園路・スロープでつなぐとともに、防災街づくりを推進する“通り抜け機能”を確保します

【民地境界部】※⑤に対応
公園外縁部は、フェンスや植栽による緩衝帯を設けます

【くぬぎ広場・斜面広場】※⑦に対応
幼児向けの遊具や健康遊具を、くぬぎ広場や斜面広場に設けます

※「①～⑨」は拡張整備方針の番号に対応



- [凡例]
- : 擁壁
 - : フェンス
 - : ベンチ
 - : クヌギ（既存樹）
 - : ウメ（既存樹）
 - ±0.0: 基準高さからの高低差（単位：m）